

米の作付等に関する方針

令和8年8月 12 日
農 林 水 産 省

1. 区域ごとの対応方法

(1) 避難指示が出されている区域

区域内への立入が制限されているため、原則として、稲の作付・営農を行うことはできません。(作付制限)

ただし、特定帰還居住区域において、避難指示が解除される前であっても、十分に除染が行われ、かつ、県及び市町村が管理計画を策定して安全管理体制を整えることが可能な場合は、以下2 (1) アに記載の試験栽培に限り行うことが可能です。

(2) 避難指示が解除された区域

区域内で稲の作付・営農を行う場合は、米の安全性を確認しながら、営農再開に向けた手順を進めます。

2. 営農再開に向けた手順

以下の流れにより米の安全性を確認した上で、稲の作付・営農を行います。なお、(1) 及び (2) アにおいては、県及び市町村が管理計画を策定し、その計画に基づき、市町村の管理下で稲の作付・営農を行います。(※1、2)

(1) 試験栽培・実証栽培

ア 試験栽培

将来的な営農再開に向け、米の安全性を確認するための試験栽培を行います。なお、収穫した米を出荷することはできません。

イ 実証栽培 (※3)

前年度に実施した試験栽培で安全性が確認できた場合は、実際の栽培条件で米の安全性及び生産体制を確認するための実証栽培を行います。なお、放射性物質検査で安全性が確認できた米については出荷が可能です。

(2) 一般栽培

ア 全量生産出荷管理

前年度に実施した実証栽培で米の安全性が確認できた場合は、吸収抑制対策を徹底した上で地域の米の全量を管理します。なお、放射性物質検査で安全性が確認できた米については出荷が可能です。

イ 全量生産出荷管理終了後

前年度に全量生産出荷管理で安全性を確認できた後は、必要に応じて、吸収抑制対策を実施し、区域の状況に応じた放射性物質検査を行います。

- ※1 稲の栽培管理が困難な区域は、将来的な営農再開に支障が生じないよう、農地保全を行うことが可能です。
- ※2 米の安全性が確認された場合であっても、市町村の意向により、試験栽培、実証栽培及び全量生産出荷管理を複数年実施することが可能です。（例えば、地区等でまとまったほ場全体の安全性を確認した上で営農再開を進める場合）
- ※3 実証栽培を行うことが原則ですが、当該地区及び周辺のは場や地区で十分な除染が行われ、安全性が確保できていると判断される場合には、全量生産出荷管理を行うことが可能です。